

医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案 【通称 保険証復活法案（マイナ保険証併用法案）】

背景

- 令和5年のマイナンバー法等改正法が令和6年12月2日から施行され、従前のいわゆる「紙の保険証」の新規発行が廃止された
- 現に所持している「紙の保険証」も有効期限内しか利用できず、有効期限のないものでも令和7年12月2日以降は利用できなくなる

現状

- **マイナ保険証の利用低迷と混乱の懸念**
 - 現状では、マイナ保険証の利用率は25%（令和6年12月時点）と低迷し、国民に浸透しているとは評価できない
 - 国民の大多数がマイナ保険証を利用せず、紙の保険証を利用している現在の状況下での紙の保険証の廃止は、**現場の混乱や国民の不安が生じる懸念**がある
- 現時点での紙の保険証の廃止は時期尚早であり、**一旦紙の保険証の発行を復活**させた上で、様々な事情を見極め、**改めて紙の保険証を廃止する時期を検討**するべき

概要

1. 趣旨

マイナ保険証に係る問題が多発し国民の間でマイナ保険証に対する信頼が損なわれていること、マイナ保険証の利用が低迷していること等に鑑み、紙の保険証の交付等の特例について定めること

2. 紙の保険証の新規発行

医療保険各法における保険者等は、別に法律で定める日までの間、紙の保険証を新規に被保険者等に交付するものとする

3. 紙の保険証の利用

新規に交付される紙の保険証や現に所持している紙の保険証については、別に法律で定める日までの間、有効に利用できることとする

4. 資格確認書の交付の停止

別に法律で定める日までの間、医療保険各法等における資格確認書の交付に関する規定は、適用を停止すること

※ 既に交付された資格確認書は引き続き利用できることとする

5. 別に法律で定める日の検討

①医療保険各法の規定による電子資格確認による被保険者等であることの確認が安全かつ確実に行為されるための**環境整備の状況**、②被保険者等が療養を受ける際の**紙の保険証の利用の状況**、③紙の保険証の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする**被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策の策定及び実施の状況**、④紙の保険証の廃止に関する**国民世論の動向その他の事情を勘案して検討**し、その結果に基づいて定めること

施行日：公布の日から起算して3月を経過した日

医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案要綱

一 趣旨

この法律は、医療保険の電子資格確認に係る問題が多発し国民の間で電子資格確認に対する信頼が損なわれていること、医療保険の電子資格確認の利用が低迷していること等に鑑み、医療保険の被保険者証等の交付等の特例について定めるものとする。

(第一条関係)

二 健康保険法等における被保険者証等の交付等の特例

1 医療保険各法の規定による保険者等は、別に法律で定める日までの間、命令で定めるところにより、医療保険各法の規定による被保険者等に対し、被保険者証等を交付するものとする。

(第二条第一項関係)

2 1により交付された被保険者証等は、1の別に法律で定める日までの間、命令で定めるところにより、被保険者等であることの確認を受けるために用いることができる。

(第二条第二項関係)

三 その他被保険者証等の交付等に関し必要な事項

二に定めるもののほか、被保険者証等の交付及び利用等に関し必要な事項は、別に法律で定めること。

(第三条関係)

四 被保険者等の資格の確認に必要な書面の交付等に関する特例

次に掲げる規定は、二一の別に法律で定める日までの間、適用しないこと。

- 1 健康保険法第五十一条の三
- 2 船員保険法第二十八条の二
- 3 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項
- 4 国家公務員共済組合法第五十三条の二（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）
- 5 国民健康保険法第九条第二項及び第三項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）
- 6 地方公務員等共済組合法第五十五条の二
- 7 高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項及び第四項
- 8 その他政令で定める規定

(第四条関係)

五 別に法律で定める日の検討

二1の別に法律で定める日については、医療保険各法の規定による電子資格確認による被保険者等であることの確認が安全かつ確実に行為されるための環境整備の状況、被保険者等が療養を受ける際の被保険者証等の利用の状況、被保険者証等の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策の策定及び実施の状況、被保険者証等の廃止に関する国民世論の動向その他の事情を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとする。こと。

(第五条関係)

六 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

(附則第一条関係)

2 経過措置

① この法律の施行の際現に交付を受けている被保険者証等（国民健康保険法の規定による保険者としての市町村又は国民健康保険組合から交付を受けている被保険者証等及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療広域連合から交付を受けている被保険者証等を除く。）は、二1

の別に法律で定める日までの間、命令で定めるところにより、被保険者等であることの確認を受けるために用いることができること。
(附則第二条第一項関係)

② 四にかかわらず、この法律の施行の際現に交付されている四に掲げる規定に基づく被保険者等の資格の確認に必要な書面の利用については、なお従前の例によること。
(附則第二条第二項関係)

3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、医療保険の電子資格確認に係る問題が多発し国民の間で電子資格確認に対する信頼が損なわれていること、医療保険の電子資格確認の利用が低迷していること等に鑑み、医療保険の被保険者証等の交付等の特例について定めるものとする。

(健康保険法等における被保険者証等の交付等の特例)

第二条 次の表の第一欄に掲げる法律(以下この項及び第五条において「医療保険各法」という。)の規定による同表の第二欄に掲げる者は、別に法律で定める日までの間、同表の第三欄に掲げる命令で定めるところにより、医療保険各法の規定による同表の第四欄に掲げる者(以下「被保険者等」という。)に対し、同表の第五欄に掲げるもの(以下「被保険者証等」という。)を交付するものとする。

健康保険法(大正十一年法律第七十号)	全国健康保険協会又は健康保険組合	厚生労働省令	被保険者	被保険者証又は被保険者資格証明書
船員保険法(昭和十四年法律)	全国健康保険協会	厚生労働省令	被保険者	被保険者証又は被

第七十三号)	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)		地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)
日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合	市町村又は国民健康保険組合		地方公務員共済組合	
文部科学省令	財務省令	厚生労働省令		内閣府令・総務省令・文部科学省令	省令
加入者	組合員	被保険者 が属する 世帯の世 帯主又は 組合員		組合員	
保険者資格証明書	加入者証及び加入者被扶養者証	組合員証及び組合員被扶養者証	被保険者証又は被保険者資格証明書	組合員証及び組合員被扶養者証	

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）	後期高齢者医療広域連合	厚生労働省令	被保険者	被保険者証又は被保険者資格証明書
-------------------------------	-------------	--------	------	------------------

2 前項の規定により交付された被保険者証等は、同項の別に法律で定める日までの間、同項の表の第三欄に掲げる命令で定めるところにより、被保険者等であることの確認を受けるために用いることができる。

（その他被保険者証等の交付等に関し必要な事項）

第三条 前条に定めるもののほか、被保険者証等の交付及び利用等に関し必要な事項は、別に法律で定める。

（被保険者等の資格の確認に必要な書面の交付等に関する特例）

第四条 次に掲げる規定は、第二条第一項の別に法律で定める日までの間、適用しない。

- 一 健康保険法第五十一条の三
- 二 船員保険法第二十八条の二
- 三 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第六項
- 四 国家公務員共済組合法第五十三条の二（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む）

む。

- 五 国民健康保険法第九条第二項及び第三項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）
- 六 地方公務員等共済組合法第五十五条の二
- 七 高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項及び第四項
- 八 その他政令で定める規定

（別に法律で定める日の検討）

第五条 第二条第一項の別に法律で定める日については、医療保険各法の規定による電子資格確認による被保険者等であることの確認が安全かつ確実に行われるための環境整備の状況、被保険者等が療養を受ける際の被保険者証等の利用の状況、被保険者証等の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策の策定及び実施の状況、被保険者証等の廃止に関する国民世論の動向その他の事情を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に交付を受けている被保険者証等（国民健康保険法の規定による保険者としての市町村又は国民健康保険組合から交付を受けている被保険者証等及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療広域連合から交付を受けている被保険者証等を除く。）は、第二条第一項の別に法律で定める日までの間、同項の表の第三欄に掲げる命令で定めるところにより、被保険者等であることの確認を受けるために用いることができる。

2 第四条の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に交付されている同条各号に掲げる規定に基づく被保険者等の資格の確認に必要な書面の利用については、なお従前の例による。

3 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

(令和五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条及び第十八条中「(当該有効期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。)」を削る。

(関係法律の整備)

第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

理由

医療保険の電子資格確認に係る問題が多発し国民の間で電子資格確認に対する信頼が損なわれていること、医療保険の電子資格確認の利用が低迷していること等に鑑み、医療保険の被保険者証等の交付等の特例について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約百九十三億円の見込みである。

◎医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案 新旧対照表

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）（附則第三條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条において同じ。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。）から指定訪問看護（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。附則第十八条において同じ。）を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、第十条の規定による改正前の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の規定により定められた当該被保険者証又は被保険者資格証</p>	<p>附則</p> <p>（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条において同じ。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。）から指定訪問看護（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。附則第十八条において同じ。）を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、第十条の規定による改正前の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の規定により定められた当該被保険者証又は被保険者資格証</p>

明書の有効期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第十二条の規定の施行の際現に後期高齢者医療広域連合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、第二号施行日以後に保険医療機関等から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、同条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定により当該被保険者証又は被保険者資格証明書が効力を有するとされた間は、なお従前の例による。

明書の有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。）は、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第十二条の規定の施行の際現に後期高齢者医療広域連合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、第二号施行日以後に保険医療機関等から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、同条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定により当該被保険者証又は被保険者資格証明書が効力を有するとされた間（当該期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。）は、なお従前の例による。